

決議第4号

工藤政宏市長に対する問責決議

標記の件について、会議規則第13条の規定により、決議を提出する。

令和7年12月25日

提出者 市議会議員 小見祐治

提出者 市議会議員 田中建一

提出者 市議会議員 藤本廣美

提出者 市議会議員 小堤千寿

提出者 市議会議員 西田憲司

提出者 市議会議員 小森隆義

提出者 市議会議員 森山 賢

行橋市議会議長 井上倫太郎様

工藤政宏市長に対する問責決議

先般、工藤政宏後援会「育政会」が政策ビラを行橋市内の各戸に投函している。

この「育政会」は、工藤市長が代表を務めており、政策ビラには「悪しき慣習や既得権と戦ってきた工藤まさひろ君を私たちは応援しています。」という見出しとともに、「就任直後から、職員組合が推薦する議員など当時の多数派議員によって、教育委員や副市長人事案、当初予算案など、あらゆる議案が否決されました。また、就任前に実施された職員採用試験問題を解明しようとしたところ、捜査機関への協力を一部議員に問題化され、百条委員会が設置されるという異常事態となりました。当時の多数派議員に対し、多くの市民の皆様から厳しい批判の声が上あがったことは言うまでもありません。(原文のまま)」と記載されている。

我々行橋市議会はひとつひとつの議案について丁寧に議論を尽くしており、議決は市民より選ばれた各々の議員の意思決定の結果である。ましてや、人事案件については無記名投票であり職員が推薦する議員が否決した明確な根拠がなく、明らかに誤った事実の摘示である。また、百条委員会についても、捜査機関への協力を問題化したものではなく、正規の事務手続きを踏まずに市長の独断で個人情報を提供したことを問題化したものである。それにもかかわらず、市長の個人情報の取り扱いに関する認識が足りなかつたことを棚に上げ、異常事態という文言を使用し、正当な議決権の行使を否定するかのような表現を市民に発信している。これらの行為は、議員の存在を否定し、二元代表制、ひいては民主主義を根幹から否定しかねないものであり、到底容認できるものではない。

よって、当該政策ビラの配布の即刻取り止め及び訂正を求めるとともに、市長の責任を厳しく問うものである。

以上、決議する。

令和7年12月25日

行 橋 市 議 会